

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成28年9月16日（第10日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成28年平泉町議会定例会9月会議第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会9月会議に町長から追加提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、認定第1号 平成27年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、認定第2号 平成27年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第3号 平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第4号 平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第5号 平成27年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号 平成27年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第7号 平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第8号 平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第9号 平成27年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

この認定案件9件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、寺崎敏子議員。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

決算審査特別委員長、寺崎敏子でございます。

皆様のお手元にあります委員会審査報告書をご覧いただきたいと思います。

認定第1号 平成27年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成27年度平泉町水道事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された平成27年度一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算は審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

次のページ、裏面をご覧ください。

審査意見。

1、町税の不納欠損額及び収入未済額について改善は見られるが、財政運営上極めて大きな問題であり、なお一層の収納率向上に努力されたい。

2、大型事業の実施にあたっては、町民の意見が十分に反映されるよう配慮されたい。

3、農業振興にあたっては、耕作放棄に歯止めをかけるため、土地利用など基本となる農業振興計画を見直し、強力に推進されたい。

4、町民の信頼確立と福祉の向上を図るため、コンプライアンス確立に努められたい。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより順次採決します。

最初に、認定第1号 平成27年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成27年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成27年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成27年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成27年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成27年度平泉町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成27年度平泉町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号 平成27年度平泉町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

次に、認定第9号 平成27年度平泉町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、認定第9号は認定することに決定しました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第10、議案第40号 町道祇園線太田川橋橋梁下部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明をお願いします。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

議案書11ページをお開きください。

議案第40号 町道祇園線太田川橋橋梁下部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

はじめに、町道祇園線道路改良計画の内容についてご説明をいたします。

本日お渡ししました議案第40号参考資料(その2)、A3の図面でございます。

町道祇園線道路改良計画は、県道三日町瀬原線、旧国道4号のいすゞ前から県道平泉巖美溪線までの延長1,570メートルを、全幅員11メートル、車道の幅員が6メートル、そして片側の歩道

が2.5メートルに整備するため、平成23年度に工事着手し、平成32年度完成を目指して進めているものでございます。今年度は町道祇園線道路計画に基づいて現在の桜岡橋の上流約100メートルの付近に新たに橋を建設するため、橋梁の下部工を工事するものでございます。

次に、参考資料1ページ、事前に配付されております資料1ページをお開きください。

赤く着色した橋を支える下部工を今年度建設いたします。下部工は逆T式橋台2基、基礎工形式は直接基礎です。橋の長さは橋長35.5メートル、橋の全幅員は12メートル、道路幅員は11メートル、歩道は2.5メートルです。工期は議決の日から平成29年3月28日でございます。

なお、上部工につきましては、来年度建設する予定でございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

いよいよ、みんなが、ここ早く何とか、7区住民は早く工事してほしいという願いをずっと持っていました。それでやっとうこういう図面が出てきて着手するようになりましたけれども、地域の住民の人たち、迂回路がある、まず迂回路、工事をやっていく上での安全性のことについて、きちっとされているでしょうけれども、もう一度確認のためにお伺いいたします。

それから、住民への周知についてを、その地域ではなくて全町にお知らせをする、周知をするのかどうかというところを含めてご説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、迂回路についてでございますけれども、今日お渡しの資料のように、桜岡橋、現在の橋はそのまま利用できますので、迂回路ということは今回の工事では検討はしておりません。

また、周知についても、関係する町民の方々、地権者の方々には工事が始まる場合はお話をしておりますし、また去年、用地買収をしておりますので、その方々については今年度こういう計画ということはご存じだとは思いますが、いずれ工事がはじまりましたら、業者を通じて関係する隣接する地権者の方々には周知を図りたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

今回の工事だけに限らないのですが、やっぱり工事をしていただくのは大変いいのですが、チラシだけぽんと投げられてあったり、それから、そういうことがよくわからないで、説明会のときにも参加しない住民にも地権者にも問題があるかと思っておりますけれども、やっぱりいきなり工事は始まっているのだけれどもどうなっているのでしょうか、という地域からの話が今回に限ら

ずありますので、くどいようですけれども本当に何度もお知らせをして、事故のない、そして理解をもらえるような工事を進めてもらいたいなというふうに思っておりますので、その辺は念入りに工事関係者の方々にもよくお話を申し上げていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今年度から町道祇園線の工事そのものがはじまるということでございますので、先ほどお話ししましたように、平成32年までの長期間にわたるわけでございますので、住民への周知については、それも含めて周知をしていきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

太田川橋梁の今回の工事、当初計画で説明あったときには桜岡橋の上流200メートルだったはずですが、だいぶ下部に来たように思うのですが、これの変更経過と、あと歩道が片側だけというのは、町道のつくり方、今後にかかわるとは思うのですが、それでいいのかということと、この流れからいうと、スマートインターまで繋がります。そうしますと、スマートインターのあたりも片側の歩道になるのかという懸念があるのですが、その経過をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、今回、桜岡橋から上流約100メートルのところに建設ということで、一番当初、まさにこの事業がはじまる住民説明会、平成21、2年のころの計画では確かに上流約200メートル付近を計画を示しまして、住民の方々にも概略の設計案ということでお示しをした経過がございます。その後、県道は県の管理でございますし、また太田川についても県の管理、そして接続する箇所については県の公安委員会との協議等がございまして、それらを含め、そして事業費の削減ということで最少の延長で済ませることができる今回の位置を選定したということでございます。

次に、片側の歩道、できれば両側の歩道ということだとは思いますが、やはりこの道路の交通量等からすると片側の歩道が最適であるという結論から、片側の歩道を設置するというものでございます。

スマートインターにいずれこの祇園線から、祇園線については全線にわたって片側の歩道ということで、起点から向かいますと南側に歩道が設置されるということになっております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

この橋の設置に関しては、現桜岡橋は坂があってカーブがあるという大変危険な立地状況にあ

るわけですが、従前の話ですと、これから離すということが、見通しがいいところにするというのが200メートル上流だったように記憶しておりますが、この100メートルで安全が損なわれはしないかという疑念があるのですが、その辺をお聞かせ願いたいのと、片側だと、人が通る交通量等を配慮して片側だということですが、今後、これら歩車、要するに自転車も通るように公安委員会等に言っていくのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、県道平泉巖美溪線との設置位置についてですが、これは県の公安委員会と協議し、この位置でも、交通安全対策上というよりも道路構造令上、当然安全対策も含めてですけれども、この場所ですらよしいという結果でこういう位置になりましたので、交通安全対策は十分だと、最低限のものは守られている位置の設置場所というふうに捉えていただきたいと思います。

次に、歩道2.5メートルございますので、これを自転車が通行するということは可能でございます。人と自転車共用の歩道ということで考えておりますので、公安委員会等も必要であればその方向で検討してまいりますし、それで問題はないというふうに捉えております。今のままで、あえて県の公安委員会と協議しなくても、自転車と人が歩いても問題はないというふうに捉えております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

今の答弁ですと、歩車共用で、構造上はそうですが、あれは公安委員会の指定がなくても大丈夫だという今の答弁でよろしいですか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

あえて指定をしなくても、逆に自転車専用あるいは歩行者専用というふうに、必要であればそういうことが公安委員会との協議で必要でありますけれども、あえてそれを表示しないということですので、自転車、歩行者、特にそこを歩いても問題はないというふうに捉えております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

自転車は車両扱いなわけですよ。ですから、その許可がなくて歩道を自転車が走っていいかという部分はあると思います。表示するしないではなくて、今自転車も加害事故が多い関係で車両扱いに限定されている中で、歩道があるから、幅があるから、歩車共用ですという表示をしなくていいということはないと私は思うのですが。例えばここで、交通量の関係もありますが、朝夕の交通量を考えると、歩道を自転車で歩く人もあると思いますが、その辺の表示がないというこ

とが、公安委員会も指定していないというところを自転車が堂々と歩道を歩けるというような法律上になっていないと思うのですが、もう一度お聞かせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

私がお話ししたのは、あえて表示をすると、逆に自転車は歩けなくなるということになるので、あえて歩道、人と自転車が歩いていいですよという、逆に言うと、公安委員会とこの道路で協議した場合に、人と自転車をここを歩かせたいといった場合に、なかなか難しいだろうと思います。今お話しのように車両扱いされますので、原則的にはだめだという可能性が非常に強いと思います。あえて歩道も2.5ではなく逆に3.5メートルとかもっと広げて、そして中に分離帯を設けなさいというふうな指導を、都会ではそういうふうになっておりますので、あえてそこは表示をしないで、慣例的と言ったらあれですけども、今現在、歩道を人も自転車も実際歩いているわけですけども、そういうような形で利用していただければいいなというふうな思いでお話をしたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

議案第40号ですけども、議決を求めるということでございますが、議案は40、41号、42号とございますけれども、この契約金額でございます。5,800万何がしということでございますが、この5,800万については消費税及び地方消費税も含む金額でございますね。これは工事契約が見えてこない、何でこの消費税と地方消費税を、または契約金額を明記しないのか、そういうことでございまして、41、42号の議決を求めることについては、3つ続くわけですけども、その点についてお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまのご質問の議案40号、41号、42号にかかわる請負契約の議決でございます。これにつきましては消費税込みの金額で示させていただいております。現在の消費税率につきましては8%と定められておりますので、8%につきましては、これについては8%の算定数値を掛けまして割り返すことによって必然的に消費税は出てまいりますので、あくまで今回の議決の案件につきましては消費税込みの額で示させていただいているところでございますし、以前につきましてもこのような表示でさせていただいているところでございますし、今後につきましてもこのような形の表示でお願いしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

今ご説明ありましたけれども、消費税あるいは地方消費税あわせて議決をお願いするというところでございますが、正確には、どこの金額出すについても、請負金額は、では幾らですか。さらには、地方消費税は幾らになりますか、総務課長。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

請負金額につきましては、消費税込みの金額となりますので、この議案書に記載されている額ということでございます。

この契約金額に108分の100を掛けていただければ消費税額が算定されるというようなことになります。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか質問ございませんか。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

議案40号の祇園太田川線についてのことなのですけれども、これは2度の工事を行うということなのですよね。橋も2度かけるという格好になると思うのですけれども、今の場所よりちょっと離れたところに一旦土地を上げた状態の道路をつくって、さらにその後もう一度、今度は広い道路をつくるという格好になるのだと思いますが、間違っていないか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

参考資料のように、赤い部分の橋台を今年度つくります。そして来年、上部工といいますけれども、そこに桁をかけて橋ができるということで、橋そのものは平成29年度にできます。その後、道路、太田川から三光化成さんに行く新しい新道ができるわけですが、その橋をつくって、その橋を利用して、今度、道路を盛り土をしてつくっていくという形です。それで、その後、今回たまたま桜岡橋についてはそのまま残りますので、その工事中は皆さんは今までどおり桜岡橋を利用し、育苗センターの前を通過して一関方面等に行くという通路で2、3年はそのまま歩いていただくということになりますし、この道路そのものが終了した場合に、桜岡橋はこれは撤去することになりますし、同じように小金沢橋も新しく将来的に建て替えるわけです。これも撤去ということになりますけれども、その間は今までどおり利用ができますし、きちんとうちのほうの新しい町道祇園線ができるまではその橋を利用させていただくことに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

橋を一度つくって、また2度目をつくるという格好なのですけれども、ここの盛り土の部分というか、道路は上げますけれども、この部分はそのまま残るのですか。橋は撤去するでしょうけれども、仮設の道路として使っている部分なのですけれども、その部分は現状のまま残るといいう格好なのではないでしょうか。それともまた平らにしちゃうという格好なのかなと、どうなのかなとふと疑問に思ったので聞いてみたのですが。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今お話しの道路は、今の桜岡橋を渡って三光化成に行く道路、あるいはそこから左に行く、育苗センターの前を歩いていく、小金沢橋まで行く道路のことでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

3番、阿部圭二議員。

3 番（阿部圭二君）

すみません、言い方が悪かったのかもしれませんが。桜岡橋の現状の橋は、今ビニールハウス等に行く橋がこの青の丸印だと思うのですけれども、この地図ですけれども、赤い丸印の橋というのは、これは今度つくる橋なわけですよ。そしてここの土地の部分というのはある程度盛り上げるような格好の土地になると思うのだけれども、この部分の土地がそのまま現状で残っていくのかということなのですけれども、盛り土をして上げますけれども、この部分がそのまま残るのか、それともまた平らな形になるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

お渡ししたA3の図面で申し上げますが、今回、太田川橋ということで赤い丸の付いたところ、ここに新しい橋ができます。そしてその橋を利用して、両側、緑の線でこう囲まれています、これが新たにできる道路になります。盛り土をして、今の田んぼの高さから約2、3メートル盛って、橋の高さに合わせてずっと盛って三光化成のところまで行くという形で、これはそのまま新しい町道祇園線として利用しますので、これはそのまま利用するということになります。よろしくをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第40号 町道祇園線太田川橋橋梁下部工工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第11、議案第41号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号 財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

今回の提案につきましては、平泉町消防団第3分団、この分団は8、9、10区の3行政区の管轄の分団でございます、そのうちの大佐地区に配備してございます積載ポンプ車が昭和56年7月に購入したもので、35年という長い年月が経過し老朽化してございますので、今回新たに新車の小型ポンプ付積載車1台を購入し町の防災力の強化を図ろうとするものでございます。

それでは、参考資料の2ページでございますけれども、説明をさせていただきます。

まずはじめに、第1の仕様でございますけれども、1、材質の規格でございます。材質の規格については、（1）材料及び部品は、全て新規製品を使用すること、（2）保護枠、計器板、蝶番、手すり、握り棒等その他金属露出部分及び外部に取りつけるボルト、ナット類は全てステンレス製または良質なメッキを施したものを使用すること、（3）コーキング及びシーリング類は、経年劣化により硬化しない弾力性のあるものを使用すること、（4）その他の材料は次によることということで記載してございます。

それから、2番のシャシでございますけれども、シャシについては（1）、（2）で記載しているとおりでございます。（3）の主要諸元でございます。エンジンにつきましては水冷4サイクルディーゼルエンジン、総排気量については2,900cc以上、エンジン出力については140馬力以上、トランスミッションにつきましてはマニュアル形式、駆動方式は4輪駆動（低床型）、ステアリングにつきましてはパワーステアリング、乗車人員は6名、ホイールベースについては2,200ミリメートルから2,400ミリメートル、最大積載量は1,000キログラム以上というところでございます。

3番の車両の主な装備品でございますけれども、エンジン回転計、エンジン油温計、後方警報

器、ABS装置、ヘッドライト、フォグランプ、それからサンバイザー、これは運転席、助手席とサイドバイザー、寒冷地仕様とする、その他メーカー標準装備品とするということでございます。

それから、車両キャブの艤装につきましては記載のとおりでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、キャブ内の乗車人員については（9）で記載のとおり6名となるものでございます。

5番の完成車の寸法及び重量でございますけれども、全長は5,000ミリメートル以下、全高は2,300ミリメートル以下、全幅は1,800ミリメートル以下、車両総重量は3,000キログラム未満、最低地上高は750ミリ以下と定めているところでございます。

6番の主な装備品でございますけれども、小型動力ポンプ積載レール、はしご固定装置、照明装置というふうになります。

それから、7番の積載部の艤装、8番の取付品及び取付装置、9番、電装品関係、10番、赤色警光灯及び特殊赤色警光灯につきましては記載のとおりとなります。

次に、第2の塗装及びステッカー等でございますけれども、1の塗装要領につきましては記載のとおりでございますが、（7）では、納入後通常の使用で3年以内に変色、剥離、浮き上がり、割れ等の損傷が生じた場合の受注者責任による再塗装の義務を課しているところでございます。

2の塗色、3の文字につきましては記載のとおりでございます。

次に、第3の消防動力ポンプでございますけれども、この小型動力ポンプは、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に基づき、日本消防検定協会の受託評価品であることと定めてございます。

1の主要諸元につきましては、ポンプの級別につきましてはB-2級、ポンプの型式につきましてはVC72PROⅢのLimited、重量については90キロ以下、吸水口径については75ミリ、吐水のほうの口径については65ミリ、ストリームバルブ付きでございます。真空ポンプについてはオイルレス真空ポンプと規定してございます。その他については、吸水時の水撃を緩和するためのスクラムダンパ取り付け可能な構造ということで記載してございます。

エンジンにつきましては、形式は2サイクルガソリンエンジン、検定出力につきましては30キロワット、保安装置についてはオーバーヒート防止装置、潤滑油については分離給油、燃料容量は18リットル以上、始動方式はセルスターター式、リコイルスターター式の2方式、その他いたしまして、バッテリーレスの場合、必ずリコイルスターターでも始動可能なことというふうに規定してございます。

ステッカー等については記載のとおりでございます。

次に、第4のその他でございますけれども、1では、メーカー標準の艤装、装備品及び付属品は全て最新の新規製品とすること、2では、車両製作前にはあらかじめ消防屯所を確認することを定めてございます。

別表1では積載装備及び取付装置を、別表2では積載品及び付属品を、別表3では車体本体への積載品及び付属品をそれぞれ定めておりまして、内容につきましては記載のとおりでございます。

す。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木一治議員。

8番（佐々木一治君）

議案41号についてでございますけれども、小型ポンプということでございますが、落札は古川ポンプでございますが、これは車屋、ポンプの製作ですからいいかと思っておりますけれども、入札にあたっては何社ぐらい来て、どういう方向でこの古川ポンプに決定したのですか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

この業者選定につきましては、指名委員会がございまして、その中で指名業者を3社選定いたしたところでございます。その3社に指名参加依頼をいたしまして、3社の入札で実施して、株式会社古川ポンプ製作所一関支店が落札したというふうな経緯でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

無線機、受令機の取りつけの関係なのですけれども、既存のものを移設するのだということで、アンテナと配線だけは新品を使いなさいとなっておりますね。附属資料、別表1を見ますと、どこのアンテナを使うのかということについては指定がないのですが、それは特別限定をしない、特定をしないということなののでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ご指摘のとおり、アンテナについては指定アンテナはございません。ただ、先ほどの説明の中でも申し上げましたとおり、使用していただく製品につきましては、消防動力ポンプの技術上の規格を定める省令がございます。その中の規定の中に合致するような製品というようなこととなりますので、その中の新品製品を使っていただくというふうなことになっているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

消防設備と無線設備というのは全く別物だというふうに思うのですよ。アンテナになぜこだわ

るかといいますと、現在の防災無線、消防自動車に設置されている無線機の周波数帯によって数ミリ単位から何センチ単位までの長さが定められているわけですよ。ですから、どこのアンテナで、どんなものでもいいというものではないのですね。そこのところまできちっとやっぱり指導してやらないといけないのではないかというふうに思うのです。要はメーカーというか、この委託を受けるところはそれなりの消防設備についての技能や知識はお持ちなのでしょうけれども、それぞれ消防組合によって使用している無線機の周波数帯が異なるわけですから、それによってアンテナの長さが特定をされるということはやっぱりきちっと、特に平泉のように山間地をまたぐ場合にはアンテナのよしあしでもって消防自動車と現地本部が無線交信ができないというようなことが考えられますので、ぜひそこは落ち度のないようお願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

今ご指摘いただきましたとおり、受信機に合う周波数等に合ったもののアンテナを一関消防本部のほうから指導いただきながら導入をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第41号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第12、議案第42号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

議案書13ページをお開きください。

議案第42号 財産の取得に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

中学校教育用パソコンにつきましては、現在使用の機器は平成22年度に整備し平泉中学校において運用をしていたところでございます。このたび、パソコンシステムの老朽化に伴いまして、新たにシステムを更新することにより、教育環境を整備し授業改善を図ることを目的に整備をしようとするものでございます。

それでは、参考資料6ページをお開き願います。

このたび予定している整備の内容ですが、平泉中学校教育用パソコンシステム主要機器等購入数一覧にお示ししていますように、生徒用ノート型パソコンについては38台、教職員用はデスクトップ型パソコン1台、校内LAN配置用としてノートパソコン10台、教材作成用として職員室に1台、アプリケーションサーバー、バックアップ用ハードディスクドライブ、プリンターについては各1台ずつ配置を含め、記載の内容で整備を予定しております。また、ソフトウェアとして授業支援ソフト、教育用ソフト、電子黒板用ソフト、マイクロソフトオフィス及びセキュリティソフトなどとなっております。

それから、中学校の教育用パソコンの使用状況につきましてでございますが、主な使用目的といたしましては、総合学習の調べ学習、それから社会科、理科、技術等でございます。そのほかに特別支援学級の授業でも活用していると。生徒会活動、行事決めの参考や実施方法の検索などに活用しているということでございますし、使用頻度につきましては、特に使用が多いのは総合学習の調べ学習と技術で、技術は3学期になると毎回使用していると。全体的には週3日から4日の使用で、3学期になると生徒会活動も含めましてほぼ毎日使用されているという状況となっております。

よろしくご審議お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

今回のパソコンの購入の関係なのですが、これは中学校で、小学校も確かにパソコン導入しました。同じような機能のパソコンを導入しておりますが、先ほどだと、ほとんど総合学習で調べ学習だということ等を勘案すると、ノートパソコンよりも、タッチパネルの部分があるノートパソコンなのか、ここで言うノートパソコンというのはどういう部分なのかということですね、お知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

生徒用のパソコンにつきましては、テンキーつきキーボードモデルということでのノートパソ

コンを予定しております。それで、タッチパネルかどうかというところはちょっとここの仕様では明記しておりませんでした。普通のノートパソコンというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

最新機器を入れて学習に取り組ませるといふ趣旨はわかるのですが、今、子供たちが持っているか悪いかいろいろ議論があるのですが、スマートフォンにしてもタッチでやっている状況があるわけですね。その部分で新規の導入のときにそういう部分も加味しないというのは、今後の傾向を考えたらタッチパネルの機種にすべきだったと思うのですが、その辺はどのように考えているのですか。

議長（佐藤孝悟君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉幸一君）

確かに最新機器だとノート型であっても取り外してタッチパネルで活用できるタイプのものもあるのは承知しておりましたが、今回の導入につきましてはそこまでの機能のものまではちょっと取り込めなかったというところになるかと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

いいですか。

そのほか質疑ございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第42号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第13、議案第43号 抵当権設定登記抹消請求事件の訴えの提起についてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書14ページをお開きください。

議案第43号 抵当権設定登記抹消請求事件の訴えの提起についての補足説明をさせていただきます。

今回の訴えの提起につきましては、今年度進めております（仮称）平泉スマートインターチェンジ事業に伴う用地買収用地の中に抵当権が設定された用地があり、その抵当権を抹消するために訴えの提起を行うものでございます。

具体的な位置につきましては、参考資料7ページをお開きいただきますが、参考資料7ページにありますように、東北縦貫道路の東側に位置しまして、スマートインターチェンジ本体と町が管理することとなる側道に係る平泉字祇園175番1及び4番地、水色の部分が該当する土地でございます。

次に、この抵当権の内容についてご説明いたしますが、抵当権の設定期日が明治34年、今から115年ほど前でございますが、になります。

抵当権権利者、貸し主ですが、これは個人でございます。その権利相続人が、議案14ページにあります被告となるべき者というふうに表示しておりますけれども、菅原國明ほか18名、別紙の方々が権利の相続人というふうになります。

次に、債権額ですが、その当時の抵当権でありますので、米というふうになっております。

抵当権の設定が明治34年でありますことから、民法上は債権の時効期間の10年を超えておりますことから抵当権は時効が成立しているというふうに解釈されますが、登記簿を管理しております法務局で登記簿を管理しているわけですが、登記簿に記載されております抵当権の時効につきましては、所定の手続をとらなければ抹消ができないというふうになっております。町が定めます公有財産に関する規則第6条第2項によりますと、取得する財産等に抵当権等が設定されている場合、これを消滅した後でなければ取得できないというふうに定められておりますので、抵当権を抹消する必要があるということでございます。

次に、抵当権の抹消登記を申請する場合、うちのほうで考えられる方法が3つほどございます。1つは、明治34年の抵当権権利者となりました方の相続人、先ほどお話ししました菅原國明さんほか18名の方全員から抹消手続の承諾を得る方法があります。ただ、これには時間もかかりますし、かつ確実に承諾を得られるという保証がございません。

次に、2つ目として、抵当権義務、借り主にあたりますが、この方が国に債権額を納付する方法があります。しかしながら、この債権額が先ほどお話ししましたように金銭ではなく米である

ため、国に納付することができないというふうになっております。

次に、3つ目として、今回とる方法でございますけれども、抵当権設定登記抹消請求の訴えの提起を行うと。この方法によりますと、早期にまた確実に抵当権を抹消することができると考えております。

このため、抵当権権利者の権利相続人19名の方に対し抵当権設定登記抹消請求の訴えの提起を行い、その裁判所の抵当権の抹消の判決をもとに町が法務局に抵当権抹消登記の申請を行い、今年度予定しております（仮称）平泉スマートインターチェンジの用地買収を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

4番の提訴遂行の方針というところでちょっとお伺いいたします。

弁護士を代理人とするということですので、まず第1点、弁護士を代理人とすると料金が発生するだろうということであります。その事務処理はどのようになっているかということをもつ、それから、訴訟の進行に応じて適切な方法をとということで、ここ、どういう意味を含んでいるのかももう少し丁寧にご説明いただきたいなというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、弁護士費用につきましては、今の概算ですけれども約130万ほど弁護士の方に係る経費というふうに見ております。これにつきましては、このスマートインターチェンジの用地買収事業につきましては、NEXCO東日本との基本協定に基づきまして、用地買収に関する手続はNEXCOが行うべき本体の用地買収も含めて町が行うということで基本協定で定めておきまして、それに係る人件費等についてはNEXCOの補償金額、事務費を町に委託するわけですので、それに基づく金額ということで今年度約1,100万ほどの事務の委託料をNEXCO東日本からいただいております。今回この弁護士費用あるいは裁判所に係る費用については、その中から支出するという予定でございます。

次に、4の訴訟の進行に応じ適切な方法によるということですが、これにつきましては、裁判所で抹消の判決があります。そうしましたら、その判決をもとに町は司法書士の方を代理人に、弁護士のほうであらかじめ指定をしていただきまして、その方にその末梢の手続きをお願いすると、というような形のことをこの文章では言っている内容のものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

予算的にはそういう委託料のように工事費からということで、本当にここも当局としては大変なご苦労だったのでないかなと思います。これからも個人的になかなか、こういう手続をしていけばいいことなのですが、明治に遡ってというような、こういうことになってくると、裁判とか、やっぱり弁護士を頼まなきゃならないということで、町としてですね、今回はたまたまそういう案件で、委託料の中からということありましたが、町として、いろんな事件が発生したり、こういう手続をするときに、町として委託する弁護士を置いておくというような考えはないのでしょうか。何かこれからいろんな想定外になることが、事業をしていく上でいろんな、今社会もそういう世の中になってきていますので、まあいいかという世の中ではなくてきていますので、町としてそういうときに対応してくれる顧問弁護士というのですか、そういう人を考えていく方向性はないのでしょうか、町長、お伺いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

今回のような訴訟問題が発生した場合の顧問弁護士というようなところがございますけれども、平泉町独自の顧問弁護士という考えはございませんけれども、ただ、町村会のほうで弁護士がいますので、何かこういう訴訟問題が発生した場合については、そちらの弁護士の方をお願いして、費用についてはもちろん当町が支払うわけがございますけれども、そういう形の対応ができるようになってございますので、これからもこういう案件が発生した場合につきましては、町村会のほうの弁護士をお願いする形で対応させていただきたいというふうに思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

そうすると、今回も町村会の弁護士という形になっておるわけがございますか、お伺いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回につきましては、いずれそういう経過をとって、そちらのほうから地元の弁護士のほうに依頼があって、そういう流れでという、一般的にはそういう流れでございます。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

6番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

確認だけです。ご説明によりますと、判決が出た以降、町が法務局に対して抹消手続を進めるのだと、こういうことですから、そうすると、当該の18名の方々が抵当権抹消に伴っての、財政

的な負担を求められるということはないという理解でいいのですね。

議長（佐藤孝悟君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

相続人、権利を相続されている方々については、先ほどお話ししましたように、民法上は債権がもう消滅していると、10年という民法上の債権があるわけですけれども、もう消滅しておりますので、現実的にはこの方々には権利がないということですが、ただ、先ほど言ったように、登記簿上だけの、抹消する手続上どうしてもこういう手続が必要だということです。それで、いずれこの方々については、これに係る費用負担あるいは個人的な負担というのは一切ありません。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 抵当権設定登記抹消請求事件の訴えの提起についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第44号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書15ページをお開き願います。

議案第44号、指定管理者の指定に関し議決を求めることについての補足説明をいたします。

道の駅平泉に関しましては、平成16年度に整備基本計画を策定したところでありましたが、時間が経過し社会情勢も大きく変化したことから平成25年度に改定いたしました。その基本計画公表時におきまして、町広報等によりまして道の駅平泉への経営参画希望者を公募したところであり

ます。その結果、9人の方から申し込みがあり、最終的な意思確認を経て、7人の参画によって道の駅運営体制検討懇話会を設置したところであります。平成25年5月には道の駅運営協議会と改組し、今年4月、運営協議会は株式会社浄土の郷平泉として法人登記がなされました。

以上のように、町といたしましては、指定管理者の指定に向けて育成を図ってきたところであります。

指定管理者の指定に関しましては、平泉町指定管理者制度導入方針Ⅳの1の(4)のイの規定により、団体構成員の8割以上が地域住民であり、地域振興の中心的担い手として当町産業振興並びに当町観光振興に寄与すると考えられる場合に基づき、公募を経ずに選定できますことから、平成25年に指定管理者候補者として選定したところであります。その後、第三者委員4人を交えました指定管理者制度運営委員会によりまして、候補者は指定管理者となり得る要件を満たしていることが認められ、指定管理候補者として選定した旨の報告を受けましたことから、今議会におきまして議案として上程いたしました次第であります。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

指定管理者について云々言うつもりはございません。私は9月8日の9月会議の中で町側が答えられたことについて、道の駅の今後のあり方と申しますか、振興策なり平泉の農業振興にかかわる問題として触れたいというふうに思うのですが、9月8日の日にこういう答弁が3つあったわけです。1つは、農産物の出荷者が新規作物に取り組むに要する苗代や資材費を補助する制度の創設を検討しているのだというふうに言われました。2つ目は、中山間地域の有効活用の観点から、町内26の集落協定地域が道の駅平泉を活用できるような取り組みもあわせて検討すると。そして3つ目に、鳥獣被害対策では鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向け地域全体での取り組みを進める、そのための情報提供を行うのだと、こういうお話をされたわけでございます。私はこの3点というのは、冒頭申し上げました道の駅平泉の今後の帰趨に、非常に大きくかわる大事な問題だというふうに思うのです。

それで伺いたいのですが、今検討している、あるいはこれから検討をはじめようとしていることについて、来年の4月にはオープンするわけですがけれども、それにはたぶん間に合わないと思うのですが、どのような内容で、いつまでにそうした検討課題というものを実行に移せるようにするのかと、まずこのことを最初にお聞きをしたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

9月8日の一般質問でもお答えしておりますけれども、現在さまざまな補助制度がありまして、

ハウス等の補助もあるわけですが、なかなか利用されていないというふうなこと、それからあとは苗代等の補助もあります。これは継続してやっているわけですが、今検討しているのは、道の駅に出荷するというを前提に新規の作物を導入する場合、こうした場合の種子・苗代あるいは肥料、資材等に関する補助制度を新たに設けようというふうに考えているところでございます。

それから、続いて2点目の中山間の活性化ということですが、現在26の中山間の組織があります。耕作放棄地の管理を主なものとしておりますけれども、やはり道の駅平泉ができるということですので、この組織の中である程度まとまった、地域ごとにですね、それこそ新規作物でもいいですが、何か道の駅に出荷できるような体制ができないのかというふうなことで考えております。

それから、鳥獣被害の関係ですが、戸河内地区でシンポジウム等も開催しておりますけれども、やはり今、鳥獣駆除実施隊、10名ほどをお願いしておりますが、捕獲だけではやはりなかなか捕獲ができないという、くくり罠、箱罠等も設置しておりますけれども、寄せ付けない環境ですね。これは多面的機能などの草刈り等にも関連しますけれども、イノシシ等についてはやっぱり荒れた土地を住み家として増えてくるというふうなことです。ある程度の草刈り等をきちんと、地域で一体的にやっていただくと、いうふうなことが必要だというふうに思っておりますので、広報等でこれについては周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

私が聞きたかったのはそういうことではなくて、今まで、今、農林振興課長言われたことは取り組まれてきたことなのですね。その延長線の中でまた何か新たなものを関与するという考えがおありだろうというふうに思うのですが、まず今の中山間地の状態というのを見たときに、残念ながら日本の農業政策によって3割の減反政策が設定されてきて、耕作放棄の田んぼが転作もされずにいわば永年牧草地化をしているわけですね。そして、現在町が行っている中山間地等直接支払交付金事業、あるいは新たにはじまった多面的機能支払交付金事業、これによってかろうじて耕作放棄地の拡大、発生というのが防止をされていると。

しかし、この2つの事業というのは何をやっているのかということを見ると、今、課長言われましたように、非耕作地の草刈りだとか、のり面の草刈りだとか、あぜ道の修繕だとか、新たに多目的費を利用してU字溝を自分たちで埋設するだとか、そういうようなことに使われているわけですね。これではやっぱり農地の、中山間地域農業の振興策にはなっていないというふうに私は思うのです。なっていないばかりならまだいいのですが、ますます従事者が高齢化をしていくという中で、衰退をしていくだけだというふうに思うのですよ。若い人たちが、担い手になろうという人たちが、やっぱり何かやろうよと、やりたいねと、このように思う意欲を湧かせるような、今は湧いてこないわけだから、湧かせるようなものが必要なのではないかというふうに思う

のです。

そこで、ちょっと私の考えなのですけれども、町としても今私が言ったようなこと、あるいは課長がお話しになったようなことがあって農業振興策としての支援策を検討しているのだと、助成策を考えているのだということになったと思うのですが、一般的に中山間地というのは、俗に言う谷地田ですよ。それが非常に多いわけですよ。そうだとすれば、そういう田んぼを利用した景観づくりの一つの一環として、蓮の花の栽培だとか、あるいは自然薯の栽培、そういうものを奨励して、見て美しいねと、食べておいしいねと、そういうような……

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員、指定管理者についての……

6 番（高橋伸二君）

だから、道の駅に、そこでつくった製品を道の駅に生産物として販売をさせると、そういうところに繋げていくということが、9月8日の本会議で町が答えた検討している課題の中に入れ込んでいくべきではないですかということを行っているわけですよ。話をきちっと最後まで聞いてください。

それから、鳥獣被害の防止の関係でいうと、いわゆる寄せ付けない対策が必要なのだと。これは町の皆さんも十分承知をしているのですよ。だとすれば、何がいいか。そういう荒れ放題とまでは言いませんけれども、中山間地の現状を見たときに、山里と住民の生活圏との間に緩衝地帯を設けるとということが非常に効果があるということが言われているわけです、これは研究上も。そうしたら……

議長（佐藤孝悟君）

高橋伸二議員、直接……

6 番（高橋伸二君）

いや、今、最後まで聞いてください。

議長（佐藤孝悟君）

わかりますけれども、質問を早目をお願いします。

6 番（高橋伸二君）

だから、やるのだから、最後まで聞いてくださいというの。どうして茶々入れるのですか。

議長（佐藤孝悟君）

ちょっと長いのです。

6 番（高橋伸二君）

長い。そういう問題ではないでしょう。真剣になって道の駅の今後のことを考えているわけですから。

議長（佐藤孝悟君）

わかります、それは。

6 番（高橋伸二君）

長いというのは失礼ですよ。

そういう緩衝地帯を設けることによって、そこにヤギや羊を放牧すると。そのことによって、熊やシカ、イノシシやニホンジカがその緩衝地帯から人里においてこないということが立証されているわけですよ。そこで放牧をして丸々と太ったヤギや羊の肉を加工して、平泉ブランドとして道の駅で販売をすると、こういうことも9月8日の答弁で答えた検討材料の中に入れてくださいませんか、お願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

中山間の取り組みについては、高橋伸二議員のおっしゃったように、具体的に自然薯とか蓮の花といった景観もいただきましたが、あるいは緩衝地帯に羊であるとかヤギ、そういった小動物というか、そういった取り組みも必要というか、そういったメニューも検討の中には入れてもいいのかなというふうに思います。私のほうで実は考えていたのは、自然薯もですけども、マコモダケというものを8月頃にちょっと視察に行っておりまして、水田の跡地にでも容易にできるのかなというふうなことで、その辺のことを年度内には一度中山間の方々に説明して、取り組めるものかというふうなことを考えておりましたし、この中にそういった新たな畜産というか家畜とかも、いろんな取り組みは可能だと思います。それで、中山間26地域の方々には一度集まっていたいただいて、道の駅の出荷者にぜひ組織としてなっただけないかと、いうふうなことも加えて説明しようとはしておりました。いずれさまさまなことが取り組みは可能だとは思いますが。そういったところで、道の駅平泉を最大限活用できるようなことを今後考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第44号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第15、議案第45号 平成27年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書16ページでございます。

議案第45号 平成27年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての補足説明をさせていただきます。

地方公営企業法において、利益の処分を行う場合は地方公営企業法第32条第2項により、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないというふうに分けられておりますことから、平成27年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものでございます。

平成27年度の平泉町水道事業会計決算書をお開きいただきたいと思います。

決算書の289ページをお開きください。

決算書の289ページの下段に、平成27年度平泉町水道事業剰余金処分計算書（案）がございまして、その表の右上上段に、欄の右上ですが、未処分利益剰余金の当年度末残高2,906万7,412円のうち500万円を企業債の償還財源に充てるために減債積立金に、そして2,000万円を今後予定している配水池建設費等に充てるため建設改良積立金にそれぞれ積み立てをし、処分後の残高406万7,412円については次年度に繰り越しまして、老朽化した水道施設の修繕費の増加などにより、決算で欠損金が生じた場合に繰越利益剰余金をもって欠損に充てようというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第45号 平成27年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第16、議案第46号 平成28年度平泉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号 平成28年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、17ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますけれども、款項同額の場合は項の補正額で説明をさせていただきます。

はじめに、歳入でございます。

1款町税、3項軽自動車税73万6,000円。

8款地方特例交付金、1項地方特例交付金86万3,000円。

9款地方交付税、1項地方交付税4,387万4,000円、これは普通交付税額の確定に伴う増額でございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金136万円、これにつきましては保育料（現年度分）500万円の減額及び平泉スマートインターチェンジ整備事業費負担金636万円の増額でございます。

13款国庫支出金7,492万2,000円の減、1項国庫負担金269万5,000円、2項国庫補助金7,761万7,000円、これには地域住民生活等緊急支援のための交付金2,101万9,000円の減額、社会資本整備総合交付金5,752万5,000円の減額が含まれております。

14款県支出金428万1,000円、1項県負担金134万7,000円、2項県補助金293万4,000円。

17款繰入金、2項基金繰入金2,024万7,000円の減、これは財政調整基金繰入金の減額でございます。

18款繰越金、1項繰越金1億2,901万4,000円、これは前年度からの繰越金の増額でございます。

19款諸収入、5項雑入633万6,000円、これには自治総合センターコミュニティ助成金500万円の増額が含まれております。

20款町債、1項町債3,290万円の減、これは臨時財政対策債500万円の減額、道路橋梁改良事業債2,790万円の減額でございます。

歳入合計5,839万5,000円。

次に、議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費20万7,000円。

2 款総務費1 億136万2,000円、1 項総務管理費1 億209万1,000円、これには財政調整基金積立金6,500万円の増額、自治総合センターコミュニティ助成金521万6,000円の増額、庁舎内ネットワーク再構築業務委託料3,058万6,000円の増額が含まれております。2 項徴税費80万円の減、5 項統計調査費7 万1,000円。

3 款民生費495万円、1 項社会福祉費285万円の減、2 項児童福祉費780万円、これには障がい児給付費500万円の増額が含まれております。

4 款衛生費304万1,000円、1 項保健衛生費216万円、2 項清掃費88万1,000円。

5 款労働費、1 項労働諸費100万円の減。

6 款農林水産業費180万8,000円、1 項農業費31万7,000円、2 項林業費149万1,000円。

7 款商工費、1 項商工費105万4,000円の減。

8 款土木費6,309万2,000円の減、2 項道路橋梁費5,968万7,000円の減、これには町道補修工事費2,169万3,000円の増額、用地測量及び分筆登記業務委託料1,203万6,000円の増額、町道祇園線工事費2,848万7,000円の減額、用地取得費6,357万6,000円の減額が含まれております。4 項都市計画費380万6,000円の減、5 項住宅費40万1,000円。

9 款消防費、1 項消防費137万9,000円。

次に、議案書18ページの裏をお開きください。

10款教育費1,079万4,000円、1 項教育総務費697万2,000円、これには学校用メールサーバー再構築委託料697万2,000円の増額が含まれております。2 項小学校費196万円、3 項中学校費32万3,000円、5 項社会教育費153万9,000円。

歳出合計5,839万5,000円。

次に、議案書19ページをお開きいただきたいと思ひます。

第2表地方債補正でございます。

起債限度額の変更でございますして、臨時財政対策債の変更前の限度額1 億3,300万円を1 億2,800万円に、道路橋梁改良事業の変更前の限度額1 億5,260万円を1 億2,470万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

以上でございます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤孝悟君）

それでは、再開をします。

午前に引き続き、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

24ページですが、3款民生費の中の児童福祉費の中の母子父子福祉費の中の13節委託料について伺います。医療費助成現物給付システム改修委託料ということで16万2,000円計上されておりますが、この内容について伺います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

医療費助成事業につきましては、8月から一部現物給付ということで、就学前の乳幼児とそれから妊産婦について現物給付が行われることになりました。現在行っております。それで、それに係るシステム改修ということで、受給者情報を取得するための機能を追加したものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

窓口負担が、未就学児と妊産婦もでしょうか、なくなるということですが、なかなか、窓口の負担をして後で還付されるという、今、平泉はそういう形をとって医療費を助成していると思うのですが、今後この窓口の負担がなくなる枠を拡大するというような予定はございませんでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

これは、現物給付は県全体で取り組むということで、今のところ、県単医療、町単も含めてやっておりますので、そういうことで県が主導して県全体で取り組んでいくという形になっておりますので、こちらとしても、いわゆる対象者の負担軽減という観点から、必要な部分については現物給付にさせていただくように、いろんな機会を設けて県のほうにお願いしていくという形はあるかなというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

なかなか、そういう意味では、所得の低い若い方たちを援助するという形で、やっぱり医療費というところはまず当面お金を支払うという部分で、そういうところをやっぱりきちっと援助していただければと思いますので、もちろん県に合わせる形になるとは思いますが、平泉

独自という形で前向きに取り組んでいただきたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

24ページの裏になりますけれども、4衛生費の負担金ですね、一関地区広域行政組合の分担金ですけれども、中身は何ですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

この分担金につきましては、一関広域行政組合のほうでいわゆる新焼却炉の建設に向けて今住民への説明会とかさまざまな取り組みを進めております。それで、そういう説明会が一通り終わった中で、対象地区の一部の地権者の方々から土地を提供してもいいというふうな要望が、一関市と平泉町と広域行政組合に対して要望書が出されたということでございます。それで、市議会のほうでは8月30日の市議会本会議でこの地権者から出された請願書を採択いたしました。それらを受けまして、一関地区広域行政組合では、この当該地区を視察する中で、今後、広域行政組合として利用に資するかどうかの調査を行っていくということで、方針を出したところでございます。それで、その調査に係る費用はそれぞれ構成市町である一関市、平泉町の分担金でもって賄っていくということでございまして、平泉町で分担する分が88万1,000円と、こういうことになることになりました。そういう中身でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

一関の新焼却炉についてはやっぱりいろいろ、いわゆる今ある狐禅寺地域で反対運動もあったり、狐禅寺地域の中でも賛成反対いろいろ意見がぶつかっているという状況もあるという中であります。そうすると、こういった反対運動がある地域ですから、さらにこの焼却場、焼却施設の建設が遅れるのではないかなというのが一つあるわけです。今でも老朽化で施設を改修しながら維持を図っている。たしか今のは150トン日量だったのが、今は70トンに抑えながら、もちろんごみの減量化という、やりながらやっているわけですがけれども、そういう点で、こういう地域の調査となると、ますます新しい焼却施設の建設が遅れるのではないかなというのが一つ。

それから、この間、広域行政組合でも、いわゆる3点セットということで、従来の焼却施設、それから農林系の放射性廃棄物、焼却するための、5年ということだったと思いますけれども、仮設焼却炉の建設、これは国なわけですがけれども、それと焼却灰の最終処分場という3つでずっと進めてきたというふうに認識していましたが、それとの関係で、今回のここにつくってもらえないかということは従来の焼却炉だけなのですよ、たしか。そういう点で、そういうことからすると、農林系の放射能を帯びたものを焼けなくなってくるという問題もあると思うのです。そ

の辺はどうなっているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

広域行政組合のほうでは、いずれ今回いわゆる地権者のほうから申し出を受けたその土地について約7項目にわたって調査をしていきますということでございます。それから処分場については、ちょっとまだこれははっきりとは打ち出していないというふうには聞いておりますが、ちょっとそこら辺はまだ、今回はいずれ地権者のほうから申し出を受けた土地を調査していくということでございます。

それから、仮設焼却炉については、8,000ベクレルを超えるいわゆる放射性物質を含むものについては、国が責任を持って、環境省が責任を持って処理するという中で仮設焼却炉の話が出されているようでございますが、今のところは、ずっと一関のほうの説明を聞く限りでは、例えばほだ木などがそれにあたるわけなのですが、それらは焼却というよりも別の方法がないかということで、これは林野庁などのほうと協議を進めているというふうには聞いております。ちょっとこれはこちらが直接担当しているものではないもので、聞く限りでの話しかわからないわけなのですが、いずれ焼却以外の方法で処理ができないかということを経験した環境省含めて協議をしているのだということのようでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

今の町民福祉課長が話したところは私も承知しているところでありますけれども、いずれやっぱりもともと狐禅寺地域に、平泉、西磐井時代からでしょうけれども、53年間ですか、同じ地域でずっと焼却してきたと。ときに、今は放射能が問題になっているわけですが、ダイオキシンの問題もあった時期もありました。同じ地域にやっぱりずっと負荷をかけるというのはどうなのかということもあるわけですし、それから、いわゆる浅井市長時代の各種の問題もあって、地域では分断されるような状況もあると。そこにやっぱりこの調査ということになると、さらにこの分断を行政のほうで持ち込むということになるのではないかなというふうな不安があるわけです。それで、いずれそういったことから私としては、この88万1,000円ですけれども、どうなのかなと率直に思うわけであります。

ただ、同時に、平泉もいわば一関にごみをお願いしている状況もあるということと、それから全体の補正自体が5,800万、今回なのですけれども、9割以上は必要な補正なのかなということも理解できるわけです。そういったこともありますので、やっぱり意見は、私としてはこの88万1,000円についてはやっぱりこれはどうかというところは述べなくちゃいけないなと思っていましたし、同時に、ごみ、今朝の質疑の中でもありました。平泉の焼却、一般ごみは増えているということで、今度の焼却炉、100から120トンでしたっけか。ところが、行政組合の方針は80トンぐらいに減らすという方針なのですよね。だから、焼却炉自体も大き過ぎるのではないかという

ことも含めてあるのですけれども、やっぱりそうすると、このごみ行政といいますか、ごみを減らす努力というの、当町としてはますますしていかなくちゃいけないのではないかという点で、そこは大きくやっぱりよく考えていくということも含めて、ちょっと意見も述べておきたいなというふうに思って、よくまずわかりましたので、以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんですか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

22ページにございます総務費の節で言うと13節に、PCB含有分析調査業務委託料、これは学校関係でPCBの廃棄物運搬業務委託料があったわけですが、それとは、運搬ではなくてこれは分析になっていますから、何か、どういうことになっているのか、たぶん蛍光灯関係のものかとは思いますが、お知らせ願いたいと思います。

その裏にございます19節の自治総合センターコミュニティ助成金、これ、どの場所というか、どういうものなのかお知らせ願いたいと思いますし、さらに、23ページにございます徴税費にございます航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務委託料、これ減額になっていますが、これはやれなくなった事情とかあると思いますが、お知らせ願いたいと思います。

あとは、24ページの裏になります。これ予防費でデジタル体重計購入になっているのですが、この使用目的と補正に出てきた関係をお知らせ願いたいと思います。

あと、26ページにございます19節にあります外国人観光客誘致プロモーション活動補助金、これ減額になっていますが、国の補助金がなくなったように見えるのですが、これはなぜできなかったのかお知らせ願いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずはじめに、22ページの1目一般管理費の13節委託料のPCB含有分析調査業務委託料でございます。これにつきましては、保健センターのコンデンサーを取り替えたわけでございますけれども、そのコンデンサーを処理するにあたりまして、PCBの含有率の分析の調査が必要だというようなことでございますので、そのための調査委託料でございます。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

22ページの裏の企画費の19節の自治総合センターコミュニティ助成金についてご説明いたします。

これは宝くじ助成金でございまして、提案型の事業で500万を上限に民間団体に助成するというものでございまして、当町でははじめてでございましたが、昨年度、浴衣をつくるという形で250万、あとは山王太鼓さんが250万で太鼓修理という形で申請がありましたので、町を通しまし

て申請書を提出したところ補助金が認められまして、今現在、浴衣のほうは事業完了しております、いずれこの9月議会以降に補正予算で上程して、平泉町を通して各団体に交付されるという形になっているものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

23ページの徴税費、2目賦課徴収費の13委託料の航空写真撮影及びデジタルオルソ画像作成業務委託料の減額補正の内容でございますが、これにつきましては当初予算700万をとっております、入札を行った結果、その入札残が138万4,000円ありましたので、それを減額したものでございます。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

24ページの裏の2目予防費、18節備品購入費のデジタル体重計購入につきましては、乳幼児健診で赤ちゃんをはかる体重計で、一般の体重計よりはかなり大きく特殊なものですけれども、それが8月に壊れまして、使えなくなったということから新たに予算補正要求したものです。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

26ページの7款商工費の4目観光振興費、19節の外国人観光客誘致プロモーション活動補助金の減額につきまして説明をさせていただきます。

この外国人のプロモーションの活動補助金につきましては、当初、平泉観光推進実行委員会のほうに補助をいたしまして観光案内板等の事業を行う予定としておりましたが、地方創生の事業が対象にならないということで、それを受けまして町では、東北観光復興対策交付金というのが5月の下旬に出ましたので、それに申請をいたしまして、直営で事業を行うことといたしました。これにつきましては6月補正で予算措置をさせていただいております、今回7月下旬に決定がなされまして、80%の交付が決定したところでした。ですので、当初とっております交付金、地方創生の交付金を充てていた多言語のインフォメーション作成費については全額減額をして、単独事業で実施をするということにしております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

PCBの関係は保健センターということですが、これは分析調査だけで済むのか、今後運搬とかそういう部分が発生しないのかお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まずは分析調査をさせていただきましてから、その含有量等に伴いまして、独自の形での保管が可能なのか、それとも特別な処理施設または保管施設のほうへの運搬等が必要なのかというようなことを判断させていただきまして、他の施設での保管というようなことになれば、そういう形で次期の補正予算で計上させていただくというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

そうしますと、分析次第だとは思いますが、学校のときもたしかボイラー室かどこかだったと思うのですが、保健センターではそういう部分の保管場所は大丈夫なのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

役場庁舎内での保管ということになりますと、鍵がかかる施設、それから人があまり近づかないような場所というようなこともあるようでございますので、それに該当するような場所を見つけまして、それなりの、それに対応できるような形の構造、もしくは、あとは逆に言えば、それらを専門に処分というか保管していただく施設等への処理方法もあわせて検討させていただきたいと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

23ページ裏の民生費で老人福祉費であります。負担金補助及び交付金のところで、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金ということの内容をお知らせいただきたいです。

それから、28ページの裏の教育費の社会教育費でございます。公民館の補助金が100万になっておりますこの具体的な説明をお願いしたいですし、それから文化財調査整備費のところで、植栽用樹木ということと、それから町指定文化財の補助金とありますが、この辺の詳しい説明をお願いしたいです。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

23ページ裏の3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費の19節負担金補助及び交付金の中の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、いわゆる介護ロボットを介護施設で導入する募集が国からありまして、それに当町では1つの施設が応募するというところで、国が

ら92万7,000円の交付金をいただいて、施設で介護ロボットの整備をするということになっております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉町公民館長。

平泉町公民館長（千葉登君）

28ページ裏、公民館費の19節負担金補助及び交付金の地区公民館整備費補助金について説明いたします。

まず場所でございますが、5区の下達谷公民館になります。通常ですと、公民館整備費補助金につきましては当初予算で計上するわけなのですけれども、今回トイレ改修ということで、便槽が破損しておりまして、緊急に整備が必要なんですということで、今回予算計上いたしました。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

同じく28ページ裏ですけれども、5目の文化財調査整備費の16節ですか、原材料費、植栽用樹木についてでございます。これは観自在王院の、毛越寺通りがあります、それを挟んですぐ南側のところに倉町の建物の跡が見つかりまして、それは公有化されて、その場所を表示する、その表示するにあたっての柱の位置を、植栽を植えまして表示するわけですけれども、そのためのツゲ、しかも大きな柱の跡ですので、表示する直径が55センチほどの大きさのツゲ20本を植栽するという、そういうものでございます。

それから、19節負担金ですけれども、町指定の文化財補助金についてでございます。これは、この3月に町指定の文化財を補助する要綱が定まりまして、今年度いよいよ実施していくところになります。2つ申請がございました。その一つが、無形民俗文化財の踊る衣装を更新するというものが一つございます。それと指定木がちょっと折損しまして、それを撤去、除去する作業が生じまして、これについての申請がございまして、その2件についての補助金ということで今回ここに掲げさせていただいたところでした。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうすると、介護ロボットを申請した施設、問題なければ教えていただきたいと思っております。要するに国から一旦町に入って、それから施設に行くという話ですね。そうすると、その施設はどこなのかお知らせ願いますし、それから公民館のことについてなのですが、修理してだめだとかなんとかということではなくて、新設するときと修理改善するときの金額の枠があったような気がするのですが、今回随分トイレにして、たしか上がったような気もするのですが、100万も修理費にあったのかなということで、ちょっと確認の意味でもう一度ご説明願いたいと思っております。

それから、ツゲのことについてはわかりました。

それから、たぶんこの町指定文化財の補助金については、私がかつて一般質問した経緯のある補助金なのかなというふうに思いましたが、そういう補助金を出すときには一定の予算枠をとって、そして運用するのではないかなというふうに思うのですが、申請あったたびに補正というのはちょっと執行側としてはいかがなものかなというふうに思うのですが、その辺のところをもう一度お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

介護ロボットの導入につきましては、慶泉荘のほうで導入するということが決まっております。

議長（佐藤孝悟君）

千葉平泉町公民館長。

平泉町公民館長（千葉登君）

それでは、地区公民館の整備についての補助について説明いたします。

地区公民館の整備費補助金につきましては、交付要綱を定めまして各地区に補助をしているわけなのですが、内容としましては平成26年に改正いたしまして、新築の場合には工事費の2分の1以内の額で限度額500万、それから修繕あるいは増築の場合には工事費の2分の1以内の額で限度額は100万というふうに改正してございます。

今回、便槽の破損ということで緊急を要するということですが、実際にはトイレ全体を洋式等に改修するというので、上と下と両方修繕が必要だということになりますので、工事費は実際には200万を超えるということで、限度額いっぱいの100万を今回補助するということになります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

文化財の補助金のほうの予算でしたけれども、今回は3月に要綱が制定ということで、今年度の当初予算にはちょっと間に合わなかったのですけれども、そういったこともございましたが、要綱制定後は大変所有者の方からもいろいろと問い合わせ等もありまして、これからいろいろと見込めるものですから、よくその辺のところは計画的な部分を含めて今後の予算措置はしていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第46号 平成28年度平泉町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第17、議案第47号 平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長(菅原克義君)

29ページでございます。

議案第47号 平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の補足説明をさせていただきます。

29ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明をいたします。まず歳入でございます。

3款国庫支出金521万8,000円、1項国庫負担金481万5,000円、療養給付費負担金の過年度分追加交付によるものでございます。2項国庫補助金40万3,000円、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金でございます。

4款県支出金、2項県補助金2,730万9,000円の減、岩手県財政調整交付金の減額でございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金179万3,000円、退職者医療交付金の過年度分追加交付によるものでございます。

7款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金9,117万4,000円の減、前期高齢者交付金の減額でございます。

9款繰入金、1項他会計繰入金40万3,000円の減、事務費繰入金の減額でございます。

10款繰越金、1項繰越金9,426万4,000円。

歳入合計1,761万1,000円の減でございます。

次に歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費1,768万4,000円の減、退職被保険者等療養給付費の減額でございます。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 7 万 3,000 円、特定健診等の国県負担金の精算による返還金でございます。

歳出合計 1,761 万 1,000 円の減。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第 47 号 平成 28 年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第 18、議案第 48 号 平成 28 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案書 34 ページをお開きください。

議案第 48 号 平成 28 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明をさせていただきます。

34 ページ裏でございます。

第 1 表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明いたします。

歳入、5 款繰越金、1 項繰越金 107 万 2,000 円。

歳入合計 107 万 2,000 円。

歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金107万2,000円。
歳出合計107万2,000円でございます。

以上ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第48号 平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第19、議案第49号 平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

36ページをお開きください。

議案第49号 平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

36ページ裏になります。

第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明をいたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金338万1,000円の減、一般会計繰入金の減額でございます。

3款繰越金、1項繰越金339万5,000円。

歳入合計1万4,000円。

次に歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費 1 万 4,000 円。

歳出合計 1 万 4,000 円。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

10 番、千葉勝男議員。

10 番（千葉勝男君）

質問する前にちょっとお聞きをしますが、温泉の洗い場の蛇口、あれ今でも自動でストップするやつではなくて、流しっ放しの蛇口ですよね。その件について伺いますが、いずれかつて私も、そんなに多くは行っていませんが、行った際に、洗い場で体を洗っている最中、誰もみんな止めないのですよ。ざあざあ流していると。何となくこのことが気になったものですから、今その話をしていますが、いずれ大変な無駄遣いといいますか、そういうことになるのではないかということで、私のほうから提案ですが、あれを自動でストップするような蛇口のほうがいいのではないかとこのように思っていましたものですから、そんな話をしました。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

シャワーの蛇口につきましては、一番当初はそういったものをつけておりました。ただ、どれも頻度によっては壊れやすいのですが、どうしても壊れるということがございます。それで、同様のものをつけますと物凄くやっぱり金額が弾みまして、それであればちょっと安いやつということで、経費的な面もございますので、ということで今のような形にしております。確かに流しっ放しの方もいらっしゃることは承知しておりますし、そういった方も含めて、一応表示して節水を呼びかけてはおりますが、またこちらで止めるタイミングというものもありまして、あまり使っているところにそういうふうに向け声かけるのも、非常に反感を買ったりなんかしてあまりよくありませんので、見計らってスタッフが行って、見ながらその都度止めているといったようなところで、何とか節水には努めているような状況でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

10 番、千葉勝男議員。

10 番（千葉勝男君）

気持ちはわかりますが、いずれ現状がそうなっているというようなことに、私も何となく気になりましたものですから、その話をしましたし、使っている最中に一々職員が行って、出しっ放しはよくありませんとかということは言えないと思います。それはそれとしても、例えば水道代だったり蛇口の交換料だったりとの差額は何ぼあるかわかりませんが、いずれそんなことを考

慮して考えたときにはいかなものかと、いうことでお聞きをしたところでもありますから、前向きに、いい方向でやるようにお願いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

今回は危険物取扱者の試験準備講習会の負担金ですが、温泉の管理についてちょっとお聞きしたいのですが、先日、町民温泉健康福祉交流館の裏につる性の葛ですか、相当な勢いで伸びていました。表だけ見ればわかりませんが、裏も見て回るぐらいの配慮が必要だと思うのです。

そのことと、あの場所、照井堰からの越流によって一度機器等の更改になった場所でもありますが、その越流部についてその後何か対策をとったようには見えないのですが、あのままでよろしいのかお聞きします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、施設周辺の草につきましては、そういう、かなり季節によれば生えているのは確かでございます。その都度除草には努めてまいりたいというふうに思います。

また、照井堰につきましては、一応あどきに土嚢を付けていただいて、あのような形で一応流入するのを一つは防いでいるということですし、あともう一つは、当時はどうしても機械室の温度が上がりやすいということで、当時ドアを開けていた経緯があったわけです。それがあの時の降雨によりまして上からちょっと入ってきてしまって、ドアを開けていたものですから、そこから入ってしまったということです。それで、その後につきましては、通常、大雨が降るような状況がない場合は、温度が上がりますとセンサー等働いて警報機が鳴るようなこともありますので、開けてはおりますが、一応降雨時については、台風が近づいてきたようなときには必ず閉めて、そういったような水が入ってこないような形で、温泉にはその都度注意喚起をしているということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

そうしますと、その部分の越流の部分は土嚢で対策しただけで、閉めれば何でもないという今の回答なのですが、それでよろしいのですね。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

機械室に入った経緯から考えて、ドアを閉めていれば大丈夫です。そのように考えております。それで、上から入ってくることは、もしかしたら雨の降り様によっては、ああいう照井堰の状況、堰の状態ですので、来ることは考えられるわけなのですが、一応ドアを閉めていれば最悪機械室

に入るなどということはずないというふうには思っております。

議 長（佐藤孝悟君）

よろしいですか。

そのほかございませんですか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号 平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第20、議案第50号 平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書38ページでございます。

議案第50号 平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

38ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でご説明させていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明を申し上げます。

はじめに歳入でございます。

4款繰越金、1項繰越金685万6,000円、前年度からの繰越金でございます。

歳入合計685万6,000円。

次に歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費685万6,000円、これには駐車場施設整備基金積立金697万8,000円が含まれております。

歳出合計685万6,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号 平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第21、議案第51号 平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書41ページでございます。

議案第51号 平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての補足説明をさせていただきます。

41ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金380万6,000円の減。

5款繰越金、1項繰越金378万9,000円。

6款諸収入、2項雑入8万9,000円。

歳入合計7万2,000円。

次に歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費 7 万 2,000 円。

歳出合計 7 万 2,000 円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 51 号 平成 28 年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第 22、議案第 52 号 平成 28 年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書 43 ページでございます。

議案第 52 号、平成 28 年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の補足説明をさせていただきます。

43 ページの裏の第 1 表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに歳入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金 184 万 5,000 円の減。

5 款繰越金、1 項繰越金 201 万 6,000 円。

6 款諸収入、1 項雑入 2 万 9,000 円。

歳入合計20万円。

次に歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費20万円。

歳出合計20万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第52号 平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第23、議案第53号 平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書45ページでございます。

議案第53号 平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

45ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに歳入でございます。

4 款繰入金、2 項基金繰入金804万2,000円の減。

5 款繰越金、1 項繰越金1,503万1,000円。

歳入合計698万9,000円。

次に歳出でございます。

1 款水道事業費、1 項水道管理費698万9,000円。

歳出合計698万9,000円。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第53号 平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

議 長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第24、同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉昭夫。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、千葉昭夫委員が平成28年9月27日をもって任期満了になりますことから、引き続き千葉昭夫氏を委員として選任したいので、同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第25、同意第5号から日程第27、同意第7号まで、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、議案書その2の2ページをお開きください。

同意第5号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、佐藤敏雄。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の岩淵光三郎委員が平成28年9月30日をもって任期満了となりますことから、新たに佐藤敏雄氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の3ページをお開きください。

同意第6号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、小室光子。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の小室光子委員が平成28年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き小室光子氏を委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

次に、議案書その2の4ページをお開きください。

同意第7号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、千葉多嘉男。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、現委員の千葉多嘉男委員が平成28年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き千葉多嘉男氏を職員代表委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第5号 平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第5号 平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

次に、同意第6号 平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第6号 平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

次に、同意第7号 平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第7号 平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

日程第28、同意第8号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

議案書その2の5ページをお開きください。

同意第8号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、三澤恒。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、三澤恒委員が平成28年10月13日をもって任期満了となりますことから、引き続き三澤恒氏を教育委員として選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第8号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、同意第8号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第29、発議第5号 議員による県外研修視察の実施についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

発議第5号。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。提出者、升沢博子。賛成者、高橋伸二、佐々木一治、三枚山光裕。

議員による県外研修視察の実施について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

裏面をお開きください。

議員による県外研修視察の実施について。

本議会では、町民の負託に応え、開かれた議会を目指し平成28年1月から議会基本条例を施行した。

本条例では、社会情勢の変化などに対応した議会改革の継続的な取り組みを行い、不断にこの理念向上の充実強化が求められている。このような状況の下、本町議会の活動として先進自治体を訪問し、今後の議会活動の活性化や本町まちづくりの調査研究することが議会に課せられた当面の任務と考える。

また、平泉の文化遺産が世界遺産に登録され5年が経過し、国内外から多くの観光客が訪れているところであるが、観光客は減少傾向にある。世界遺産の町として観光客を増やすような施策をどのように推進するのかが重要課題の一つであると考えます。

研修視察地である野沢温泉村は、観光客の誘致に力を入れておりリピーターを増やすような取り組みを展開している。また、飯綱町では議会改革に取り組み、夜間議会、住民懇談会を行うなど、独自の先進的な取り組みを行っており、視察する最適地と考えるところである。よって議員全員による研修視察を下記により実施することを発議する。

記、1、実施期日、平成28年9月27日より29日まで。2、研修視察地、長野県野沢温泉村、飯綱町。3、研修視察目的、(1)観光行政について、(2)議会活性化について。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから発議第5号 議員による県外研修視察の実施についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で、本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

ご起立願ひます。

これをもって、平成28年平泉町議会定例会9月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時27分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 佐々木 雄 一

同 千 葉 勝 男